

タクシー下限割れ運賃事業者への処分差し止め東京地裁判決に対する声明

2023年3月10日

全国自動車交通労働組合
東京地方連合会
執行委員長 見須 一隆

関東運輸局は2022年11月14日に、東京都特別区・武三地区のタクシー運賃を改定したが、公定幅運賃を逸脱した運賃で運用している、ロイヤルリムジン（江東区）とジャパンプレミアム東京（中央区）の2社が、国による運賃変更命令や事業の停止などの行政処分をしないよう求めた行政訴訟で、東京地裁は2023年2月28日付で、2社への運賃値上げの「強制」を一時的に差し止める決定をした。

タクシー運賃は、供給過剰による過度の運賃競争や運転手の労働条件悪化などを防ぐため、運輸局が定める範囲内でなければ営業できない「公定幅運賃制度」に基づき運用されている。関東運輸局は同交通圏のタクシー運賃について燃料費や諸物価の高騰などを理由に、下限470円～上限500円（いずれも初乗り運賃）の幅で公定幅運賃を設定したが、これには消費者庁の物価関係閣僚会議の中でも確認がなされている。

2社は予約送迎を中心とするため、値上げをすると顧客が離れる恐れがあるとしているが、それは運賃改定前の420円で営業を続けている事による、顧客の困り込みに他ならない。そもそもタクシー産業は、コロナ禍での需要激減による収益の大幅悪化で、廃業を余儀なくされる事業者も多数確認され、タクシー乗務員の賃金は歩合が占める割合が高いため、賃金の目減りにより生活苦に陥る乗務員が後をたたない状況が背景にある中での運賃改定である。良質なサービスの提供と地域公共交通の責務を果たすために、タクシー乗務員の労働環境を改善することが、この運賃改定の趣旨に含まれていたのであるが、2社は適正克つ公平に行なわれた運賃改定に従わず、自社の利益のみを優先に顧客困り込みをしている。私たちはこの利己的な行為に強く異議を唱えるものである。

私たち全自交東京地連は東京地裁に対し、今後の本訴訟において東京のタクシー事情と運賃改定の本質を十分に考慮して、関東運輸局による2社に対する運賃変更命令や行政処分が、適正に行なわれるよう決定することを強く求める。